

1.1 今後の課題及び対応

福岡都市圏における紙おむつリサイクルを事業化する場合を想定し、紙おむつリサイクルシステム(案)として取りまとめたところであるが、事業化にあたっては、解決すべき課題がある。今後、解決すべき課題とその対応について整理した。

(1) 紙おむつリサイクルの処理料金

紙おむつリサイクルを事業化するための最大の課題は、リサイクル処理料金の低減化である。紙おむつリサイクルの必要性については、排出事業者や自治体ともに認識しているが、費用負担の増加には当然のことながら限界がある。現在の試算におけるリサイクル処理料金は約46円/kgであり、現在のごみ処理料金との乖離が大きく、この処理料金では紙おむつのリサイクルは進まないと考えられる。

このため、まずは民間事業者(リサイクル事業者)による低減化が求められる。民間企業としては継続して事業を行う必要があるため、事業採算性を確保した上で、効率的な運用や技術改良等の企業努力によりリサイクル処理料金の低減化を図る必要がある。

民間事業者による処理料金の低減化を行っただけでも、リサイクル処理料金が高く、排出事業者の理解が得られない場合は、行政支援についても検討していく必要がある。紙おむつリサイクル事業は一般廃棄物処理事業であり、自治体のごみ処理の一役を担う公共性の高い事業であること等を考慮し、行政として支援を行うべきなのか、支援をするのであれば、どのような支援が可能かなどを十分検討する必要がある。

本報告書に提案した低減案は、可能性はある又は可能性は少ないが考えられる案を例示したものであり、どのような低減案を行うか、どの程度のリサイクル料金になれば排出事業者の理解と協力が得られるのか等を十分に検討する必要がある。

特に水溶化処理においては、多量の水を使用することから、用水及び排水に要する費用を削減することができれば、リサイクル処理料金の大幅な低減化を図ることが可能となる。

また、以上のような企業努力や行政支援を行っただけでも、まだリサイクル処理料金が、現在のごみ処理料金より高い可能性があるが、この場合でも、排出事業者として、費用負担増加について理解をいただき、紙おむつリサイクルといった循環型社会への取組みに協力することも必要となる。

(2) 紙おむつの回収量の確保

紙おむつリサイクルを事業化するうえで、極めて重要なことは事業の安定化と継続性である。その柱となるのが想定した回収量をいかに確保するかである。

万一、想定する回収量が確保できない場合は、過剰設備となりコストアップを招き、処理料金の値上げ等の措置を講じなければ、事業の存続が危ぶまれることになる。

回収量を確保するためには、排出事業者との処理委託の長期契約や自治体における焼却処理への一定の制限などの行政措置が必要となる。

今後、事業化の検討にあたっては、排出事業者や自治体との協力関係を十分に図ったうえで進めて行く必要がある。

(3) 紙おむつの広域的な収集運搬

紙おむつのリサイクルを行うためには、これまで可燃ごみとして収集運搬していたものを、可燃ごみとは別に紙おむつとして分別し、リサイクル施設に運搬する必要があるため、何らかの対策を講じなければ収集運搬のコストは増加することになる。

収集運搬のコストを低減化するためには、効率的な回収ルートを設定し、回収車両 1 日 1 台あたりの回収量を増加させる必要があるが、福岡市以外の各自治体では 1 日あたりの排出量が少なく、自治体ごとの回収では効率的な回収が困難であるため、市町村域を超えた効率的かつ広域的な回収を行う必要がある。

一般廃棄物収集運搬業の許可は市町村ごと許可であるため、市町村域を超えた広域的な収集運搬を行うためには、関係市町村が連携した対応が必要となる。

また、紙おむつの広域的な収集運搬については、既存の一般廃棄物収集運搬業者への配慮が必要となる。

(4) 排出事業者の協力

紙おむつリサイクル事業においては、排出事業者における紙おむつの分別やリサイクル処理費用の適正な負担等、排出事業者の協力もまた必要不可欠なものである。

紙おむつの分別は、排出事業者にとっては人手や時間などの負担増加となるが、リサイクルへの第一歩であり、分別の協力が得られなければリサイクルは不可能である。

また、収集運搬コスト低減のためには、一定量保管した上で収集運搬を行うことが有効であり、そのためには排出事業者において保管場所を確保する必要がある。

さらにリサイクル処理料金については、低減化を図る必要があるが、現在のごみ処理料金よりも安価となる可能性は低く、多少の処理料金の増加に理解していただき、費用負担に協力いただく必要がある。

(5) 自治体の責務及び協力

事業所から排出される紙おむつは事業系一般廃棄物であることから、紙おむつのリサイクルを推進するかは各自治体の判断である。高齢化社会の進行に伴い、今後もさらに紙おむつの排出量は増加することが見込まれる。このため、資源の有効活用を図り循環型社会を構築していく必要があること、また、紙おむつの焼却処理の増加は自治体の財政負担の増加となる可能性もあり、福岡都市圏のみならず、自治体として今後、紙おむつの処理をどのように行っていくかは重要な課題であり、リサイクルについても十分に検討する必要がある。

一般廃棄物のリサイクルについては、今後、民間事業者の活用についても検討する必要がある。民間事業者におけるリサイクル処理料金は、自治体のごみ処理料金より高額となる場合があるが、自治体におけるごみ処理料金とは本質的に考え方が異なり、単純に比較することは困難である。また自治体におけるごみ処理料金は、ほとんどの自治体において、ごみ処理原価より安価となっており、その差額は自治体の負担となっている。

こうした現状を踏まえ、リサイクルを推進するためには、現在のごみ処理料金との比較に留まらず、焼却施設の更新等における建設費用を含めた長期的な自治体の費用負担や P F I 方式の導入による民間事業者の活用、ごみ処理料金と処理原価の在り方等を検

討すべきである。その上で民間事業者などに対する財政的支援を含めた行政支援の在り方について検討する必要がある。

なお、民間事業者がリサイクル事業を行う場合には、自治体における一般廃棄物処理計画（廃棄物処理法第 6 条第 1 項）への位置付け、一般廃棄物処分業の許可（同法第 7 条第 6 項）等が必要となることや民間事業者の処理料金は自治体のごみ処理手数料相当額が上限（同法第 7 条第 12 項）とされていることに留意する必要がある。

また、収集運搬については、各自治体の一般廃棄物収集運搬業（同法第 7 条第 1 項）の許可等が必要であり、更に市町村域を超えた広域的な回収及び事業を行う場合は、自治体間の連携や収集運搬業等の在り方についても、自治体における検討が必要となる。

このほか、排出事業者に対するリサイクルの推進などの適正処理に係る指導等は、自治体の責務となっている（同法第 4 条第 1 項）。

このように、事業系一般廃棄物については、排出事業者に処理の責任があるものの、一般廃棄物の処理は自治体の事務であるため、民間事業者がリサイクル事業を実施するためには、民間事業者のみの努力では事業化は困難であり、自治体の必要な措置や協力、支援は必要不可欠と言える。

以上のように紙おむつリサイクルを事業化するためには、リサイクル事業者、排出事業者及び自治体などのすべての関係者の協力が必要である。